

## 広島県告示第 687 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 14 日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都千代田区四番町 5 東亜建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木 行雄
工場又は事業場の所在地及び名称	呉市郷原町地内 東亜建設工業株式会社 郷原トンネル作業所

### 2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 1 基を設置する。

汚水処理施設として沈砂槽，中和処理設備及び濁水処理設備を設置し，排水口を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種 類		55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント 1基		
能 力 ( 1 日 当 たり )		コンクリート製造能力 300 m <sup>3</sup>		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	12時間断続使用 (なし)		
	項 目	通 常	最 大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	11	12
		生物化学的酸素要求量	20	20
		化学的酸素要求量	10	10
		浮遊物質 量	8,000	10,000
		窒素含有量	10	10
		磷含有量	1	1
		六価クロム化合物	0	0
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )	12.0	12.0
	汚 水 等 の 排 出 先	沈砂槽		

(2) 汚水等の処理の方法 (その1)

	新 設	新 設
種 類	沈砂槽	中和処理設備
主 要 寸 法	2.0m×5.0m×2.0m	1.84m×2.25m×1.65m
能 力 ( 汚 水 処 理 )	20 m <sup>3</sup> /日	240 m <sup>3</sup> /日
汚 水 等 の 処 理 方 法	静置	中和法

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日		着工後1日				着工後1日			
	使用開始予定年月日		完成後直ちに				完成後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続使用 (なし)				80分間断続使用 (なし)			
	処理前処理後の 汚水等の 汚染状況	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		水素イオン濃度(単位:水素指数)	11	12	11	12	11	12	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	20	20	20	20	20	20	20	20
		化学的酸素要求量	10	10	10	10	10	10	10	10
		浮遊物質質量	8,000	10,000	70	90	70	90	70	90
		窒素含有量	10	10	10	10	10	10	10	10
		燐含有量	1	1	1	1	1	1	1	1
	六価クロム化合物	0	0	0	0	0	0	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	
汚水等の排出先		中和処理設備				処理水のうち、5m <sup>3</sup> /日を洗浄水として再利用する。 残り7m <sup>3</sup> /日を坑内散水し、濁水処理設備へ流入する。				

(その2)

種 類		新 設
主 要 寸 法		濁水処理設備
能 力 (汚水処理)		16m×17m×5m
汚水等の処理方法		720 m <sup>3</sup> /日
工 期 等		許可後直ちに
工事着手予定年月日		着工後4日
工事完成予定年月日		完成後直ちに
使用開始予定年月日		

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続使用 (なし)			
	処理前処理後の 汚水等の 汚染状況	項 目	処 理 前		処 理 後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
		水素イオン濃度 (単位:水素指数)	11	12	5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	20	20	20	20
		化学的酸素要求量	10	10	10	10
		浮遊物質 量	8,000	10,000	70	90
		窒素含有量	10	10	10	10
		燐含有量	1	1	1	1
	六価クロム化合物	0	0	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		406.6	411.6	406.6	411.6	
汚水等の排出先		処理水のうち、41m <sup>3</sup> /日を再利用し、残りは排水口1へ流入する。				

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項 目	新設	
		通 常	最 大
排水口 1	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	20	20
	化学的酸素要求量	10	10
	浮遊物質 量	70	90
	窒素含有量	10	10
	燐含有量	1	1
	六価クロム化合物	0	0

	排出される汚水等の 1日当たりの量（単位：m <sup>3</sup> ）	365.6	370.6
--	--	-------	-------

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成20年8月14日から平成20年9月4日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県呉地域事務所厚生環境局環境管理課並びに呉市環境部環境管理課